

2021年7月2日

千葉地方最低賃金審議会
会長 大澤 克之助 様

日本労働組合総連合会 千葉県連合会
会長

千葉県最低賃金改正に対する意見書

千葉県最低賃金に関するこれまでの、真摯なご対応に対し敬意を表します。

さて、現在の千葉県の最低賃金は925円となっておりますが、この水準は年間2,000時間働いても年収185万円となり、ワーキングプアと言われている年収200万円にも届かない水準となっております。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり中央の審議会では具体的な金額を示すことができないとした中で、千葉県では2円の有額での結審となりましたが、依然として最低賃金法第1条の目的に鑑みて十分な水準とは言えません。

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものです。そうであるからこそ、不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきです。その意味で、賃金のセーフティネットたる最低賃金制度は極めて重要です。

さらに、地域間格差も深刻な問題です。千葉県の地域別最低賃金はAランクに位置していますが、最高額である東京都と最低額の千葉県では、時給にして88円もの差が生じています。特定の産業・業種では依然として厳しい雇用情勢が続いていますが「地域間格差の縮小を求める意見」を重視し、88円という額差が改善しなければ、地方部から都市部への労働力の流出につながり、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。こうした状況を勘案し、千葉県はAランクの中で最下位の水準に位置しているとともに、すでに東京や神奈川は1,000円に到達していることから、千葉県も1,000円に向けたロードマップを強く意識して議論すべきと考えております。

千葉地方最低賃金審議会においては、県内における労働者の生計費及び賃金を重視しつつ、外部労働市場の賃金水準等も参考に、労働の対価として相応しい最低賃金水準について真摯な審議が求められています。

貴審議会におかれましては、重要度が増す最低賃金の実効性を担保すべく、下記の事項に取り組まれるよう意見するものです。

記

1. 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしい水準を目指した改定額が決定されるよう強い指導を行うこと。

なお、コロナ禍の収束が見通せない中、一部の産業・業種が厳しい経営環境下にあることは承知するものの、過去類をみない規模での各種政策支援により事業環境は支えられている。一方、最低賃金近傍で働く労働者は解雇や勤務日数の減少等により収入が激減するなど生活の困窮度は深刻さを増している。したがって、本年度は、公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で、最低賃金決定の三要素に基づく議論を尽くし、最低賃金法第 1 条に定める目的が達せられる改定額が決定されるよう審議会運営に努めること。

2. 連合がマーケットバスケット方式で、最低必要生計費を満たす賃金水準としてのリビングウェイジを示している千葉県の指標 1,010 円の早期実現を目指すこと
3. 地域別最低賃金の審議をするにあたっては、地域の労働者の実態についても反映した内容の審議とすること。
4. 千葉県からの労働力の流出防止等の観点からも、近隣県との最低賃金の格差是正について配慮した審議とすること。

以上



連合千葉発16-1015号
2021年6月23日

千葉労働局
局長 友藤 智朗 様

日本労働組合総連合会
千葉県連合会
会長

2021年度最低賃金及び特定（産業別）最低賃金に関する要請書

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものです。そうであるからこそ、不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきです。その意味で、賃金のセーフティネットたる最低賃金制度は極めて重要です。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり中央の審議会では具体的な金額を示すことができないとした中で、千葉県では2円の有額での結審となりましたが、依然として最低賃金法第1条の目的に鑑みて十分な水準とは言えません。

さらに、地域間格差も深刻な問題です。千葉県の地域別最低賃金はAランクに位置していますが、最高額である東京都と最低額の千葉県では、時給にして88円もの差が生じています。特定の産業・業種では依然として厳しい雇用情勢が続いていますが「地域間格差の縮小を求める意見」を重視し、88円という額差が改善しなければ、地方部から都市部への労働力の流出につながり、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

コロナ禍から千葉県の経済を復旧し再び成長軌道にのせるためには、雇用の安定とともに、落ち込んだ消費マインドを上昇させ、内需を拡大していくことが必要です。そのためには、最低賃金を引き上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することが不可欠です。また、厳しい環境下での最低賃金の引き上げは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ます。

千葉地方最低賃金審議会においては、県内における労働者の生計費及び賃金を重視しつつ、外部労働市場の賃金水準等も参考に、労働の対価として最低賃金水準の絶対値に着目した真摯な審議が求められています。

貴局におかれましては、重要度が増す最低賃金の実効性を担保すべく、下記の事項に取り組まれるよう要請するものです。

記

1. 最低賃金の引き上げの確実な実施に向けて

- (1) 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した改定額が決定されるよう強い指導を行うこと。

なお、コロナ禍の収束が見通せない中、一部の産業・業種が厳しい経営環境下にあることは承知するものの、過去類をみない規模での各種政策支援により事業環境は支えられている。一方、最低賃金近傍で働く労働者は解雇や勤務日数の減少等により収入が激減するなど生活の困窮度は深刻さを増している。したがって、本年度は、公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で、最低賃金決定の三要素に基づく議論を尽くし、最低賃金法第 1 条に定める目的が達せられる改定額が決定されるよう審議会運営に努めること。

- (2) 雇用戦略対話での政労使合意(景気状況に配慮しつつ、全国平均 1,000 円を目指す)での確認に基づき、連合は早期に 1,000 円以上とすることをめざしている。千葉県においても、今年度の最低賃金は、県民が安心して暮らすためのセーフティネットとしての役割を果たすための金額とすることや、同一ランクの格差是正を視野に入れた審議となるよう指導すること。

2. 最低賃金の引き上げの確実な実施に向けて

- (1) 中小・小規模事業者支援策の周知

中小企業・小規模事業者において労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者への各種支援策について県内関係各所と連携をはかり、最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、周知徹底すること。

- (2) 業務改善助成金の活用促進

業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

(1) 特定（産業別）最低賃金制度は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。

このような特定（産業別）最低賃金の意義・目的を周知徹底するとともに、それぞれの産業を代表する労使の自主性と役割を尊重した審議会運営が図られるよう、指導を徹底すること。

(2) 適切な申し出がされている業種については「必要性あり」とし、具体的な金額審議については当該産業の労使に委ねるよう指導すること。

(3) 必要性の審議をするにあたり、当該業種からの意見陳述があった場合にはこの内容を考慮に入れた審議とすること。

3. 最低賃金の周知と監督行政の強化について

(1) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。

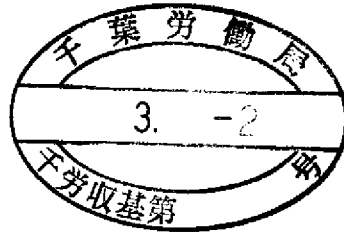
とりわけ、

①最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

②最低賃金の減額特例を許可するか否かを判断する際には、徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、県内の各自治体に対し、指導を強化すること。

以 上



千葉県最低賃金ならびに特定(産業別)最低賃金に関する意見書

千葉県最低賃金に関するこれまでの真摯なご対応に敬意を表します。

さて、世界各国における新型コロナウイルスの状況は、消費や企業活動の停滞等、世界的な経済活動に悪影響を及ぼし、日本においても依然として厳しい状況が続いています。特に観光業・ホテル業・旅客業・百貨店業などの産業においては雇用の在り方にも及んでおり、働く者の生活を維持し、消費を回復させ、コロナ収束後の経済の自立的成長を実現するためにも、賃上げは一層必要不可欠なものとなっています。

この数年、労使の懸命な努力により賃金の引上げが行われてきましたが、その波及効果は千葉県内の中小企業や有期雇用契約等で働く労働者には十分行き届いていません。それどころか、消費増税や社会保険料の負担増等から、実質賃金は対前年でマイナス傾向が続いています。

連合が2017年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称 連合リビングウェイズ)は時間給で1,010円、単身者世帯でも月額165,000円であり、現在の千葉県最低賃金925円で1日8時間、1カ月22日間働いたとしても、この水準を大きく下回っています。

地域別最低賃金の「全労働者について賃金の最低限を保障する安全網」とは別に、特定(産業別)最低賃金の役割・意義は、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完する点、公正な賃金設定、企業間における公正競争に資する点にあります。

また、今年4月より働き方改革関連法が全ての企業で適用され、通常労働者と有期雇用契約で働く労働者との均等・均衡待遇が大きく前進しました。同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中、魅力的な産業をめざして申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、労使の前向きな議論が必要です。

日本のものづくりの土台であるはん用機械器具製造業等で働く労働者の最低額が、どんな産業に働く労働者とも同じ最低額ということによって、産業内の公正競争確保や魅力ある産業に向けての将来性に対する危機感を持つことは不思議ではありません。賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて金額改正の議論をすべきではないかと、3割以上の労働者が申出しているということ尊重していただきたく、下記の通り意見を申し出るものです。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国平均が1,000円以上を目指し、千葉県最低賃金の今年度の引き上げ額を審議すること。

2. 千葉県特定(産業別)最低賃金「はん用機械器具・生産用機械器具製造業」

および「精密機械器具製造業」の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること。

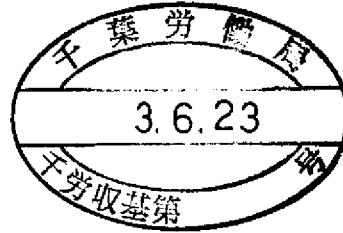
以上

千葉地方最低賃金審議会

会長 大澤 克之助 様

千葉労働局

局長 友藤 智朗 様



2021年度 最低賃金に関する要請書

世界各国における新型コロナウイルスの感染拡大は、未だ収束を見せず、消費や企業活動の停滞等、世界的な経済活動に悪影響を及ぼし始めているが、日本においても、今年1月に第2回目となる緊急事態宣言が関東1都3県にも発出されるなど、依然として厳しい状況が続いている。特に観光業・ホテル業・旅客業(航空、鉄道等)・百貨店業などの産業においては雇用の在り方にも及んでおり、働く者の生活を維持し、消費を回復させ、コロナ収束後の経済の自立的成長を実現するためにも、賃上げは一層必要不可欠なものとなっている。

この数年、労使の懸命な努力により賃金の引上げが行われてきたが、その波及効果は千葉県内の中小企業で働く多くの勤労者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分行き届いていない。それどころか、消費増税や社会保険料の負担増、物価上昇等から、実質賃金は対前年でマイナス傾向が続いている。

連合が2017年に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称 連合リビングウェイジ)は時間給で1,010円、単身者世帯でも月額165,000円であり、現在の千葉県の最低賃金925円で1日8時間、1カ月22日間働いたとしても、この水準を大きく下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国の最低賃金が時間給1,000円以上になるよう、千葉県における引上げに積極的な審議を強く要請するものである。

また、今年の4月より働き方改革関連法が全ての企業で適用され、通常の労働者と有期雇用契約で働く労働者との均衡待遇や均等待遇が大きく前進することになる。同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、真摯に受け止め、労使の前向きな議論を強く要請する。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国平均が1,000円以上を目指し、千葉県最低賃金の今年度の引き上げ額を審議すること。

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること。

以上

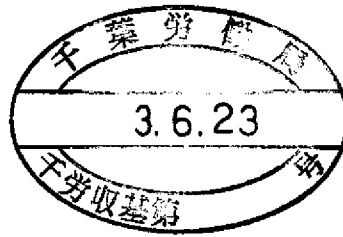
2021年4月

JAM東京千葉川津茨城連絡会 会長

労組名

代表者名

千葉地方最低賃金審議会委員 各位



2021年6月23日

千葉県労働組合連合会
議長 本間 正太郎

2021年度千葉地方最低賃金額改定の日安検討にあたっての意見

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。今年度の千葉県の最低賃金改定にかかわり、千葉県労働組合連合会（千葉労連）としての意見を以下の通り述べ、検討に反映されるよう求めます。

コロナ禍のもとで、感染拡大を防ぐため活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場の多くを支えているのは、低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者です。そして、その多くが女性です。女性労働者の22.51%、女性のパート労働者41.20%が最低賃金×1.15未満の最低賃金近傍で働いています。例えば、スーパーなど小売業で働く労働者の22.2%・130万人が最低賃金近傍で働いていますが、そのうち100万人近くが女性です。これらの皆さんは不安定な雇用による失業への恐怖と、蓄えがないのに収入の道が断たれること、さらに自らも感染しかねない恐怖とのたたかいとなっています。最低賃金の引き上げは、これらの人々の賃金を直接上げる大きな効果をもつものであり、男女間の賃金格差をなくし、ジェンダー平等に向かうためにも重要です。労働者の雇用と生活を守る企業責任は、決して曖昧にすることはできません。雇用維持と8時間働けば人間らしく暮らせる賃金の支払いを求めるものです。

実際、諸外国ではコロナ後の経済回復を見据えて、すでに最低賃金の大幅な引き上げの動きが強まっています。米国ではバイデン大統領が連邦政府と契約する企業の最低賃金を時給10.95ドル（約1194円）から15ドル（約1635円）に引き上げる大統領令に署名しました。フランスでは、2021年1月に9.76ユーロ（約1288円）から10.03ユーロ（約1324円）に引き上げられています。ドイツでは、2021年1月に9.5ユーロ（約1254円）へ引き上げられ、さらに今年7月から9.6ユーロ、2022年1月に9.82ユーロ、同年7月に10.45ユーロ（約1379円）へ引き上げられる予定です。イギリスでも、2021年4月から成人（25歳以上）の最低賃金が8.72ポンド（約1334円）から8.91ポンド（約1363円）に引き上げられています。

ところが日本では昨年4月16日、日本商工会議所など中小企業3団体が「最低賃金に関する要望書」を発表し「現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げの凍結も視野に明確な根拠に基づく、納得感のある水準を決定すること」として最低賃金の引き上げに反対してきました。それを受けて、当時の安倍首相は、新型コロナウイルス感染による経済悪化を理由に「雇用を守ることが最優先課題だ」として最低賃金の抑え込みを図り、加重平均で1円しか引き上げられませんでした。また、今年4月15日にも3団体は「最低賃金に関する要望書」を発表し「足下の景況感や地域経済の状況、雇用動向を踏まえ、『現行水準を維持』すること」を求めています。

千葉県の昨年の最低賃金改定では時間額925円となりましたが、この水準では法定1日8時間労働で週5日勤務と仮定した場合、月額約150,000円、年額約1,800,000円にしかならず、いわゆるワーキングプアの状況にあります。この金額ではまともな生活を送ることは困難であり、ダブルワークもしくはトリプルワークをしている労働者も大勢います。

また、千葉労連が実施した自治体非正規職員の賃金実態調査では、2020年4月1日時点の時間額が2020年10月1日の最低賃金改定（時間額925円）に伴って引上げが必要となった、もしくは改定を見込んで925円に設定した自治体は23市町村ありました。このことは、非正規労働者の多くの賃金

が最低賃金を目安とされ、地場賃金を低く抑える要因ともなっており、その結果、人口減少や必要な職種の労働者不足といった問題に波及しています。千葉県の場合、隣接している東京都と最賃が時間額で 88 円格差がありますし、全国では時間額 221 円も格差があるため、地方から労働者の流出をさらに促し、地域経済の発展を阻害する一因であるとして、自治体から意見書などの形で格差の縮小・解消を求める声が大きく広がっています。

私たちは、世界の主要国比較において低水準の日本の最低賃金を、日本の経済規模にふさわしい水準に引き上げ、地域を疲弊させる「地域別最低賃金制度」による地域間格差の解消を求め、同一価値労働同一賃金に立脚した全国一律最低賃金制度の確立が必要であると考えます。そして全国一律で時間額 1,500 円以上の最低賃金の実現を強く要望します。

最低賃金審議会は、当該地方の最低賃金の改定を審議し答申を行うことを任務としていることと認識していますが、最低賃金を審議する要素のひとつに使用者側の支払い能力があることから、最低賃金の改定額を審議するにあたって、とりわけ中小企業・小規模事業者に対する支援対策についても検討する必要があると考えます。最低賃金審議会として、具体的な指標が示されないような「支払能力」に執着するのではなく、生計費原則などの生活実態にウエイトを置いた審議を行うことを期待します。最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。

消費を向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給 1500 円以上に引き上げることが必要です。同時にそれを補完する、利用しやすい中小企業の願いに寄り添った行政のすばやく力強い支援策の拡充は不可欠です。今年度の千葉県最低賃金の改定のための審議を行うにあたって、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定にもとづき、下記のとおり意見を申し出るものです。

記

1. 地域別最低賃金については時間額 1,500 円へと引き上げる方向で審議を行なっていただきたい。全国情勢等からやむを得ず、今年度は直ちに時間額 1,500 円以上とすることができない場合でも、来年には時間額 1,500 円に到達する目標を明らかにして、今年度の引上げ額を答申していただきたい。
2. 都道府県によって不合理な格差を前提とする現行の最賃法を改正して、全国全産業一律最低賃金制度を創設するよう答申で政府に求めていただきたい。
3. 最低賃金と生活保護との整合性をはかる算定方法については、以下の点を考慮した手法を採用するよう、政府に求めていただきたい。
 - ① 生活保護の級地については、県庁所在地である千葉市の値を用いること。
 - ② 勤労に伴う必要経費について配慮するため、「勤労控除」を含めて算定すること。
 - ③ 住宅扶助については支給実績ではなく、特別基準額を用いること。
 - ④ 生活保護を時間換算するにあたって、月 150 時間で計算すること。
 - ⑤ 公課負担（税・社会保険料）補正をする際、千葉の数値で補正すること。
4. 千葉地方最低賃金審議会において、意見陳述の場を設けていただきたい。
5. 最低賃金改定の審議に当たって、検討要素のひとつに使用者側の支払い能力があることから、中小企業、小規模事業者への負担軽減対策として支援制度の拡充を政府に求めていただきたい。

以上